

島田市行政財産（旧清掃センター、島田市資源回収中間処理施設、島田市斎場）  
における飲料用等自動販売機の設置について

<参加資格要件>

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り募集に参加することができます。

- (1) 島田市物品入札参加登録申請に登録している者で募集公告の日から設置者決定までの間、島田市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。法人にあつては役員又は使用人も暴力団員でなく、暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 静岡県に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は静岡県中部地区内に居住し、又は店舗を設置し、業を営んでいること。
- (5) 静岡県において過去3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 静岡県内において、過去3カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎、施設等における飲料用自動販売機設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。